

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果

令和5年12月
総務省

No.	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	用語定義の解像度がとても上がってると感じました！	御賛同の御意見として承ります。	無
2	一旦お金はかかるとは思いますが、DX 推進のための専門家を高額でもいいから雇って権限を与えるのがよいと思います。 できない人たちに、できるようにしろと言うのは無理な話。 教育や指導が大切と思うのと、長い目で見れば、一旦大きな支出があっても指示役を雇用して権限を与えることで、結果得すると思います。	頂いた御意見は今後の参考として承ります。	無
3	依然として民間のクラウドサービスの利用はあまり好ましいわけではなく（本質的に他社の管理するサーバに情報を置く事になるのであるし、その管理や通信・情報管理についての把握もあまり行えないであろうから（各種クラウドサービスについて、その仮想的なサーバの複製や各地で提供されているサーバホストの通信状況についての把握は困難であろう。）。）、その利用については限定されるべきであると考えてるのであるが、12条2項については、「行政機関等が、総務省関係法令の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする」として、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応につ	御指摘の第12条第2項においては、当該条項が適用される規定ごとに、セキュリティ等の安全性の観点も含めて情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとしております。クラウドサービスを利用する場合も含め、手続等における情報通信技術の利用に当たっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなります。	無

	いての豊麗での義務化を行うようにするのが適切と考える。 (例えば、重要データは民間サーバには置かないようにする、通信等についての暗号化を適切に行う、等は重要と考える。) 意見は以上である。		
--	--	--	--

○提出意見数：3件

※提出意見数は、意見提出者数としています。